

保育園・こども園（保育部分）保育料 徴収基準額表

4月1日時点で3歳児以上の場合、保育料は無料です。

3歳児未満の場合は下表のとおりです。

令和4年9月1日現在

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			月額保育料（円）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		0	0
第2階層	市民税非課税世帯		0	0
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,800	3,600
		その他世帯	10,800	10,000
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,400	4,200
		その他世帯	15,600	14,800
第4-2階層	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,800	4,400
		その他世帯	20,600	19,800
第4-3階層	77,101円以上	97,000円未満	22,200	20,800
第5階層	97,000円以上	169,000円未満	33,200	32,800
第6階層	169,000円以上	301,000円未満	48,800	48,000
第7階層	301,000円以上	397,000円未満	64,000	63,000
第8階層	397,000円以上		80,000	78,600

- 保育料は、父母の市民税所得割合算額により算定します。父母以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断した場合は、その者の市民税所得割額を含めて算定します。
- 月途中の退園の場合でも、その月分の保育料がかかります。
- 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）が世帯員にいるなどの世帯です。「その他世帯」とは、「ひとり親世帯等」以外の世帯です。
- 多子軽減について
 - 年収約360万円以上相当世帯（第4-2階層「その他世帯」、第4-3階層以上）
 - ※ 同一世帯内の「18歳に到する日以後の最初の3月31日までの間にある者」のうち年長者から数えて保育園・認定こども園等に在園している子が第2子の場合は半額、第3子以降の場合は無料になります。
 - 年収約360万円未満相当世帯（第3階層、第4-1階層、第4-2階層「ひとり親世帯等」）
 - ※ 「ひとり親世帯等」の場合、生計を一にする子（年齢に関係なく）のうち年長者から数えて保育園・認定こども園等に在園している子が第2子以降の場合無料になります。
 - ※ 「その他世帯」の場合、生計を一にする子（年齢に関係なく）のうち年長者から数えて保育園・認定こども園等に在園している子が第2子の場合は半額、第3子以降の場合は無料になります。
- 基準となる市民税所得割額について、4月から8月まで分は前年度を、9月から3月まで分は当該年度を基に算定します。